

## 特定計量器の分類

年度報告様式中の「特定計量器の種類」については、  
下記  の各分類を記入して下さい。

特定計量器の種類	特定計量器の分類	特定計量器の範囲
タクシメーター	○タクシメーター	タクシメーター
質量計	<input type="radio"/> 電気式はかり <input type="radio"/> 手動天びん <input type="radio"/> 等比皿手動はかり <input type="radio"/> 棒はかり <input type="radio"/> その他の手動はかり <input type="radio"/> ばね式指示はかり <input type="radio"/> 手動指示併用はかり <input type="radio"/> その他の指示はかり <input type="radio"/> 分銅 <input type="radio"/> 定量おもり <input type="radio"/> 定量増おもり <input type="radio"/> 自重計 <input type="radio"/> ホッパースケール <input type="radio"/> 充填用自動はかり <input type="radio"/> コンベヤスケール <input type="radio"/> 自動捕捉式はかり <input type="radio"/> その他の自動はかり	イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの (1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が 10 mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの（(2)又は(3)に掲げるものを除く。） (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が 10 mg 以上のもの (3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。） <input type="checkbox"/> 自動はかり ハ 表す質量が 10 mg 以上の分銅 ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）
温度計	<input type="radio"/> ガラス製体温計 <input type="radio"/> その他のガラス製温度計 <input type="radio"/> 抵抗体温計	イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの (1) 計ることができる温度が零下 30 度以上 360 度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計を除く。） (2) ガラス製体温計 <input type="checkbox"/> 抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機構を有するものをいう。以下同じ。）
皮革面積計	○皮革面積計	皮革面積計
体積計	<input type="radio"/> 水道メーター（口径が 40 mm 以下のもの） <input type="radio"/> 水道メーター（口径が 40 mm を超えるもの） <input type="radio"/> 温水メーター <input type="radio"/> 自動車等給油メーター <input type="radio"/> 小型車載燃料油メーター <input type="radio"/> 大型車載燃料油メーター <input type="radio"/> 簡易燃料油メーター <input type="radio"/> 微流量燃料油メーター <input type="radio"/> 定置燃料油メーター <input type="radio"/> 液化石油ガスメーター <input type="radio"/> 都市ガス用ガスメーター（使用最大流量が 6 m <sup>3</sup> /h 以下のもの） <input type="radio"/> 都市ガス用ガスメーター（使用最大流量が 6 m <sup>3</sup> /h を超えるもの） <input type="radio"/> 石油ガス用ガスメーター（使用最大流量が 2.5 m <sup>3</sup> /h 以下のもの） <input type="radio"/> 石油ガス用ガスメーター（使用最大流量が 2.5 m <sup>3</sup> /h を超えるもの） <input type="radio"/> 排ガス積算体積計 <input type="radio"/> 排水積算体積計 <input type="radio"/> 量器用尺付タンク（自動車搭載式）	イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの (1) 水道メーターのうち、口径が 350 mm 以下のもの (2) 温水メーターのうち、口径が 40 mm 以下のもの (3) 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。以下同じ。）のうち、口径が 50 mm 以下のもの（50 L 以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。） (4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が 40 mm 以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの (5) ガスメーターのうち、口径が 250 mm 以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。） (6) 排ガス積算体積計 (7) 排水積算体積計 <input type="checkbox"/> 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの

年度報告様式中の「特定計量器の種類」については、  
下記<sup>①</sup>の各分類を記入して下さい。

特定計量器の種類	特定計量器の分類	特定計量器の範囲
流速計	○排ガス流速計 ○排水流速計	排ガス流速計 排水流速計
密度浮ひょう	○耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう ○耐圧密度浮ひょう	イ 耐圧密度浮ひょう以外のもの ロ 耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
アネロイド型圧力計	○アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計	計ることができる最大の圧力が 0.1MPa 以上 200.2MPa 以下のものであって、最小の目量が計ることのできる最大の圧力と最小の圧力の差の 150分の 1 以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及びアネロイド型血圧計を除く。）
	○アネロイド型血圧計	アネロイド型血圧計
流量計	○排ガス流量計 ○排水流量計	排ガス流量計 排水流量計
積算熱量計	○積算熱量計	積算熱量計のうち、口径が 40 mm 以下のもの
電気計器	○最大需要電力計	最大需要電力計
	○特別精密電力量計 ○精密電力量計 ○普通電力量計 ○直流電力量計	電力量計
	○無効電力量計	無効電力量計
照度計	○照度計	照度計
騒音計	○性能が高い旨の表記のある騒音計 ○性能が普通である旨の表記のある騒音計	騒音計
振動レベル計	○電磁式振動レベル計 ○圧電式振動レベル計	振動レベル計
濃度計	○ジルコニア式酸素濃度計 ○溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 ○磁気式酸素濃度計 ○紫外線式二酸化硫黄濃度計 ○紫外線式窒素酸化物濃度計	ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 5vol%以上 25vol%以下のもの 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 50ppm 以上のもの 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 5vol%以上 25vol%以下のもの 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 50ppm 以上のもの 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 25ppm 以上のもの
	○非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ○非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
	○非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 ○化学発光式窒素酸化物濃度計	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が 100ppm 未満のもの及び最小の目量が 100ppm 以上 200ppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が 5vol%未満のもの 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 25ppm 以上のもの
	○ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ○ガラス電極式水素イオン濃度指示計	ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ガラス電極式水素イオン濃度指示計
	○酒精度浮ひょう	酒精度浮ひょう
浮ひょう型比重計	○比重浮ひょう ○重ポーメ度浮ひょう ○日本酒度浮ひょう	比重浮ひょう 重ポーメ度浮ひょう 日本酒度浮ひょう